はじめに巻子ありき――『道房公記別記』について―

臼 井 和 樹

一、はじめに

江戸前期の九条家当主・九条道房の日記である『道房公記』は、自筆本が寛永十一(一六三四)~正保四年(一六四七)の間残存するが、この。揃れも正保改元記で、最近整理されたものを含め、九条家本中にも存在する。本稿では、諸本の相互関係を整理し、さらに当該記の成立や原装等につい、本稿では、諸本の相互関係を整理し、さらに当該記の成立や原装等についても考えてみたい。

二、本文の検討

1. 九条家本中の巻子本

さて、よく見かけるといっても多くはあるまいと高を括っていたわたくし

は、手近なところから捜し始めるやいなや、次の三点に気付いた。

- (イ) 存外数が多いこと。
- れとの間に、(節略を補った以上の) 相当の開きがあること。(ロ) 所謂流布本の系統の本文と、すでに整理公開されていた草稿本のそ
- (ハ) 巻子装の写本が現存すること (正親町家本)。

たい)。

さて、この二巻の巻子本だが、ひとつは道房自筆本、いまひとつは江戸前さて、この二巻の巻子本だが、ひとつは道房自筆本、いまひとつは江戸前

そうした眼で見直すと、自筆巻子本には以下の如き特徴が見出せる。

く表> 各段階の本文の特徴を示す例

日付	記事	草稿本	自筆巻子本	新写卷子本	流布本
8月26日条	「可有改元定」下(割書)	…実豊亦不仰之、	"	"	…実豊文不仰之、
11月26日条	「次召実豊朝臣」下	付続文宗可奏之由、	"	付続文仰可奏之由、	"
12月16日条	举奏号	道房 ^{明曆、} 公信皇誕 … 綏光 ^{寬安、} 弘資皇張	弘資皇張 綏光 ^{寬安、} 公信皇祗 下官 ^{明曆、}	"	"
	「貞正」号の難のうち 公景の再難	(草稿のため墨引として省略せらる)	貞正号上下同訓歟、	"	被陳之趣、非無一理數 雖然京房說、貞者正也 候、然八貞正号上下同 訓數、
	「正保」号の難のうち 公景の難	(草稿のため墨引とし て省略せらる)	又保字、於文為人只十、 是漢家之例也、武王曰、 …		又取保字、於文為人只 十、是和漢之分字也、 然內武王曰、…

上記のものは一部にすぎない。また差異を示す「丶」は私に施した。| 〃」は、その左欄と同じであることを示す。 草稿本=『正保改元度記』(譽秀九‐5129) 自筆巻子本=『改元記_{正保}』(譽秀九‐535) 新写巻子本=『改元記_{正保}』(譽秀九‐534) 流布本は一例としてここでは庭田家本(『改元部類記』(緊264 - 756) 第20冊) に拠った。

る。

見ると、これらの欠けた文 書付を貼継いだ 陳 (omen - 四〇九八) 『改元仗議

2

寮文庫藏九条家本宮内庁書陵部図書

『改元記正保』

番号九 -

五三五

陣

公卿から徴した難陳

の自

1

次 いで

1

につい

て、

各

中

تح 陳 字 貞 正 0, 者 で、 句を欠く 理 号の 正 「被陳之趣、 流布本にはある 也 が姉小路! 候、 雖 然京房説、 (表参照。 然ハ」 公景 非無 な 再 1

たとえば難陳部分、「貞

章は、

傍書として公景自筆で書き入れられて

いるのである。

すなわち、

改

元

2 全部 平 松時 貼 紙を以て改め 庸 0 難 の部 分が 5

す ろうから、 作為を積極的には残さないだ まず -書本の可能性が出てく 清書本ならばこうした $\widehat{2}$ 草稿本も別にある 0) 方が分かりや

0

が新たに作成されたのではない

自筆巻子本は中書本と推測できる。

再度集められ、

各々の訂正にしたがい記文を修正したも

書付が一旦各人に返却せられ、

改元定当日の

発

同じく、「正保」 写巻子本も同様)。 号の ることから、 つ、 基づき訂してより、 示したとおり、 記道房自筆本の成立後、 また、 このように考えると、 道房よりも書写年代が下ると推定される上、 清書本一 ひとまず九条家における複本かと考えた新写巻子本だが、

流布本との中間的な本文で、

第二次校訂本のようである。

か

上

0)

表に

本文自体も間々誤脱が見え

したがって、

自筆巻子本は初度の中書本、 こう 中書本) いった点を整理すると、 草稿本 の転写本と看做せる。 新写本が第二次校訂本そのものではないらしい。 (難陳・定文などを補う)―― 新写の巻子本は、 次のような成立過程を考えることができよう。 自筆卷子本 第二次校訂本(すなわち再度

0)

第 次校訂本 (新写巻子) (難陳の 修訂 清書本 ||一(字句の 補訂 流布 本

道筋が見えてきたので、 ここで改めて諸本を整理しておくことにしよう。

2 諸本の書誌

下書誌的情報を掲げる。 なお白抜き数字は原本未見で、 マイクロ フィ

九条道房自筆。 本文毎半毎半八~九行。 寮文庫藏九条家本宮内庁書陵部図書 素紙表紙、左肩打付外題 『正保改元度記』 奥書なし。 ^{番男}九 - 五 紙罫 「正保改元度記 $\widehat{}$ 枚 一二九 附属 後浄土寺殿御筆」。 和 大・ 内題なし。 冊 (草稿)

卷子

ム・デジタル画像や各種目録類・データベース等の文字情報から構成した。

巻

22

公記」。

内題なし。

本文每半一一行。

「兼」字闕筆

(光格天皇)。

奥書なし。

横界あり 九条道房自筆。 (天三本、 地一本。最大界高二四: 共紙素表紙、 付外題 八センチメー 「改元記張 トル)。 後浄土寺殿御真筆」○ 奥書なし。 内 題なし。

- 〔江戸前期〕 写。 『改元記張』 番男九 - 五 一五 三四 「改元記張
 - 巻子・一巻

横界あり (天二本、 地一本。最大界高二八: 共紙素表紙、 、打付外題 三センチメートル)。 後浄土寺摂政御記」○ 奥書なし。 内題なし。

4 [産 改元記 番架 九 五三〇九 仮・ 大・一 冊

江 前期」 写。 共紙表紙 中央打付外題「改元記為軍保」。 内題なし。 本文

毎半一二行。 (5) 奥書なし。 『改元記』第五冊番号 三五〇一 五. 兀 和 大 冊 (鷹司)

「改元記^{寛水度}」。内 (鉛筆訂)『正保』 江戸中期写。 6 戸後期写。 内題なし。 素紙表紙、 浅葱色無地 『改元記』 讀求徳大寺家本 - 一 - 四二 - 六 本文毎半一一 左肩打付外題 表紙 (押八双あり、 行。 「改元記」、右肩墨書 奥書なし。 五ッ目 和・大・一冊 1綴)、 「正保度上卿道房 肩 打 付 (徳大寺) 外題

予。無少隔心間、 下 表紙、 卷以園宰相基福、 7 江 借写也、 戸前期写。 打付外題「代始改元記為。正一保左大臣道房記」。内題なし。 黄門 本書写校合了、 縦刷毛目包紙 『左大臣道房公記』 右之故敬他言 へ他言無之様 (同紙卷緒共)、表書 /者也、] /清閑寺黄門、 、偏頼由依被申与風以誓言仮請也、 記号正親町本 - 一四 - 一四七 (読点筆者。 彼宰相難被借無同心、 「左大臣道房公記」。 以下同) 巻子・一巻 識語 素紙仮 予 (正親町) 此 /有

内題なし。 8 承応四年東園基賢写。 本文毎半一〇行。 『改元部紀 浅葱色無地表紙、 類記 玉 解附 第二三冊番号伏 - 二〇八 訓点。 奥 書(1) 中央打付外題 此 冊者、 和 大 「改元記上卿道房公」。 黄門被許披見 册 (伏人)

> 之間、 近衛権中将藤原 令書写者也追而可加清書、 (花押)」、 (2) 「一見抄出了、 /于時/承應四 [年二月-十 日書写畢、

藤原基 月十五日於習志野傍、 難陳大字、 録文書八十二」。 追日可加清書、 明治期写。 9 (花押影)」、 国解附訓点。 浅葱色布目表紙 (角裂存)、 扉題 『伏見宮記録文書』第八八冊のうち爾架一 / 于時/ (2) 同宮家従 「改元記正保寫」。 右 奥書(1) / 承應四年二月十一日書寫畢、 **/伏見宮所藏也、** 浦 此一 野直輝」。 内題「改元記正解道房公」。 冊者、 左肩双辺刷枠題簽中墨書 奉 黄門被許披見之間、 令旨寫之、 一五六 -、藏人頭左近衛権中将 几 \bigcirc 本文毎半一〇行 明 和 治八年十 令書寫者也 伏見宮 大 冊

印 十五日於習志野傍、 基 日可加清書、 行。 六十二」。扉題「改元記蓝寫」。 「野上/正定」 ◎篆文)」。 明治十九年写。 10 (花押影)」、 国解附訓点。 料編纂所蔵 (2) /于時/承應四年二月十一日書寫畢 『伏見宮御記録判』第三四冊のうち請求二〇〇一 - 一三 奥書(1) 「右/伏見宮所藏也、 茶色無地表紙、 同宮家従 此 浦野直輝」、 一冊者、 内題 左肩双辺刷枠題簽中墨書 「改元記正保上卿道房公」。本文毎半一〇 黄門被許披見候間、 奉 (3) 令旨寫之、 「男澤抱 / 藏人頭左近衛権 三 寫 令書寫者也、 /明治八年十一 /野上瀧三 「伏見宮御記録利 和 大 将 校 藤 冊 追 月 原

に紺色不審紙 江戸前期写。 1 庫陽 蔵明 文 本文每半九行。 『後浄土寺摂政記』 香色無地表紙、 奥書なし。 、東京大学史料編纂所閲覧室にて公開のデジタル画像閲覧 中央打付外題 [貴重日記函Ⅰ - A三 - 一 - 一〇*] 「明暦」 御印 (後西院御所用)。 後净土寺摂政記為正保 和・大・一 「明暦」 冊 号難陳 内題

なおこの番号のラベルは陽明文庫では現在御使用でないとのことだが、

寮文庫藏庭田家本宮内庁書陵部図書 「改元部類記」 第二〇冊函架1 一六四 - 七五六 和 大・一 册

(12)

奥書なし。 後浄土寺摂政記聲[線]。内題なし。本文毎半一一行。難陳大字。後光明院 / 後浄土寺摂政記聲[線]。内題なし。本文毎半一一行。難陳大字。庭田重条等写。縦刷毛目表紙、中央打付外題「改元部類記」。 扉題 「雲! 」

本文毎半一一行。難陳大字。奥書なし。 部類記 二十」。扉題「『∵』後光明院 / 後浄土寺摂政記為正保」。内題なし。 部類記 二十」。扉題「『∵』後光明院 / 後浄土寺摂政記為正保」。内題なし。 江戸末期写。布目地丁子引表紙 (角裂存)、左肩双辺刷枠題簽中墨書「改元 13 寮文庫蔵譜廢寮本 『改元部類記』第二○冊顧界一七五‐三二三 和・大・一冊 (蘇棒)

後浄土寺摂政記^{兵順左大臣}」·(3) 政記手時左天臣」。 なし。本文毎半一〇行。 江戸前期写。 原題()「改元記後第十一為正保元」(の一)、(2)「改元定記為正保元原題() 「改元定記後第十時上卿」(原そ)、(2)「改元定記改寛永廿一左大臣 褐色表紙、 『改元定記』 奥書なし。冊尾「資煕」とあり。 中央打付外題 (資料番号)七一-1111 (×年號難陳為正保元 (朱書)「代始」 元定記為正保元 (朱書)「代始」 和 ・大・一冊 (その二)。内題 後浄土寺摂 (柳原 本原)

(東京大学史料編纂所公開のデジタル画像および西尾市岩瀬文庫「古典籍書誌

データベース」(https://adeac.jp/iwasebunko/catalog/mp00566700) による)

なし。 /…」とあり。 江戸前期写。 朱方印 「松下 扉題 刷毛目格子表紙、 『改元記』 番号三五三 - 二六七 / 見林」。 「年號難陳為正保元」。 外題なし、 内題なし。本文毎半一〇行。 副題簽に「… 和・大・一冊のうち(株宮 /年號難陳為正保元 奥書

応第二仲冬中旬書写了、」。(京都大学貴重資料デジタルアーカイブ(https://rmda.kulib.国解・勘文省略。奥書⑴「奎芸前摂政関白前左大臣」以御本書之、」、②「承保改元道房公御記」。内題なし。本文毎半一〇行。難陳・文殿勘文・続文・承応二年写。香色無地表紙、左肩打付外題「正保改元道房公御記」。扉題「正

(

『道房公御記』

記号平松/三/ミ/一

和

· 半

冊

(平松)

kyoto-u.ac.jp/item/rb00005992) ごよる)

書之、 奥書(1) 正 徳 改 元 記」。 17 江 戸前期写。 文庫藏坊城家本国立公文書館內閣 「前摂政関白前左大臣 以本書之、」、 難陳生朝臣本書之、」。 内題なし。本文毎半八行(罫紙)。 香色無地表紙、 『改元記』 飜引四六 - 二四 左肩打付外題 (2) 「右正保五後正廿四、 難陳大字 (別系)、国解附訓点。 改元記元和度之也、 和 大・一冊のうち 副書

❸ 図書館蔵 『改元記』第三五冊請求わ二一○・○九・二五 和・大・一冊のうち(国会図)

[江戸後期]

写。

後補横刷毛目表紙、

左肩双辺刷題簽中墨書

「改元記

於燈下書之、 難陳生朝臣本書之、」。 附訓点。奥書⑴「前摂政関白前左大臣 以本書之、」、②「右正保五後正廿四、附訓点。奥書⑴「前摂政関白前左大臣 以本書之、」、②「右正保五後正廿四、右肩五十三、五十四」。浅葱色無地原表紙、左肩打付書「正保 五十四」、右肩

(国立国会図書館デジタルコレクション(https://dl.ndl.go.jp/pid/12865746/1/1)による

■ 藏神習文庫 『九条左大臣道房公御記』 号二門一部乙七・二六八五 一冊 (庫本文) 無窮会図書館 『九条左大臣道房公御記』 番二門一部乙七・二六八五 一冊 (棟習文)

(『神習文庫圖書目錄』(無窮会、一九三五年)による)

写。

奥書(1) 書写、 大字(冒頭 江戸中期写。 20 他日令一校了、」。 「写本云、上卿道房公以本書写畢、 「改寛永為正保」とあり)、 横刷毛目表紙、 『正保改元度記』 外題なし。 ^番岩二五四 - 二八一 国解附訓点。 内題なし。本文毎半一〇行。 詔書・十二月十八日条を欠く 頼業」、 和・大・一 (2) 「借請右本以他筆 冊

② 御物 (侍従職所管) 『改 元 記 卯二 正保』 番号勅三八 - 二一 - 二 和 ・ 大 ・ 一 冊 (東山御) 東山御文庫尊蔵

寛永廿一年為正保元年」。内題なし。本文毎半一一行。難陳大字(冒頭「改寛〔江戸前期〕写。渋表紙、中央打付外題「改元記憶魔殊」(桜町院宸筆)。扉題「改

物館蔵高松宮本国立歴史民俗博

『改元部類記』第一七冊番号H‐六〇〇‐一八九

和・大・一冊

永為正保」とあり)、 本文順序に乱れ。 奥書なし。

(マイクロフィルムおよび『東山御文庫目録卅八』(宮内公文書館蔵、識別七〇一〇五)による)

[江戸前期] 写。 渋表紙、中央打付外題「改元記^{為正保」}(桜町院宸筆)。 『改元難陳 Z ^{番号}朝三八 - 三七 和・大・一冊 扉題 「改

元難陳改寬永年一年為」。内題なし。本文毎半一二行。

(マイクロフィルムおよび『東山御文庫目録卅八』による)

難陳のみ (大字)。 奥書なし。

『改元部類記』第一六冊番号日 - 六〇〇 - 一八九 和・大・一冊 (高松)

戸前期写。 難陳大字 練色表紙、 (冒頭「改寛永為正保」とあり)、本文順序に乱れ。 中央打付外題 「改元記張」。 内題なし。 奥書なし。 本文毎半

(『高松宮家伝来禁裏本目録 [分類目録編]』(国立歴史民俗博

物館、 二〇〇九年)および高松宮本マイクロフィルムによる)

書写者也、

/慶安元三下旬

為適」、

(2)

「権中納言藤原頼重」。

戸前期写。 難陳のみ (大字)。 奥書なし。 練色表紙、 中央打付外題 「改元難陳正保」。 内題なし。 本文

毎半一二行。

(『高松宮家伝来禁裏本目録[分類目録編]』)および高松宮本マイクロフィルムによる)

正保元年」、綴糸に附札 23 江戸前期写。黄色無地表紙 本文順序に乱れ。 内題なし。 『改元難陳 「伏見宮本科六十二改元記所載ト仝書、」(朱筆)、下札 奥書なし。「阿波國文庫」 本文毎半一一行。 正保』 (押八双あり)、中央打付外題「改寛永廿一年為 記号徳大寺家本 - 四四 - 七九 難陳大字 印 和・大・一冊 (冒頭「改寛永為正保」と 改

江戸前期写。 綴糸に附札 薄鈍色無地表紙 『改元難陳 「蜂須賀本改寛永廿一年為正保元年ト 正保』詩夢徳大寺家本 - 四四 - 七八 (押八双あり)、 中央打付外題 和 大·一冊 /題スル書ニ具 「改元難陳改 (阿波国文)

ブ

半一二行。 (行末) 不用、」(朱筆)、 難陳のみ (大字)。 奥書なし。 下札 「改元部 「阿波國文庫」 類」(墨書)。 内題なし。

24 書館小野文庫蔵岡山大学附属図 『改元記/寛永廿一年十二月十六日改元正保左大臣道

〔江戸中期〕写。横刷毛目表紙、中央打付外題「改元記gx+1-年+二月+六日改元正保」。 番号 P 二一 〇・〇 - 三 和・大・一冊

者也、 内題なし。 /慶安元三下旬 本文毎半一〇行。 奥書「本日、 為:適]」。(岡山大学附属図書館頒布のデジタル画像による) 這改元記、 一条殿教輔公、

内題なし。本文毎半一〇・一三行。 25 江戸前期写。 メディアセンター蔵慶應義塾図書館三田 茶色無地表紙、 『改元記』 記請 号求 文庫和装本「ハ〇@八一@一 左肩打付外題「改元記四世界」 奥書①「這改元記、一條殿教輔公、 和・半・一冊 (旧題簽痕あり)。

題 26 江戸中期写。 「改元記正保」。 所藏德大寺家本『重冊改元記正保』東京大学史料響『重冊改元記正保』 香色無地表紙、 内題なし。本文毎半八行。 中央打付外題 記号徳大寺家本 - 一 - 四八 奥書なし。 「改元記_{正保}」。 和・大・一冊 表見返裏面旧外

扉題「改元記^{正保}」。 27) 〔江戸中期〕 文庫藏押小路家本国立公文書館内閣 写。 茶色無地表紙、左肩双辺刷枠題簽中墨書 『改元記』 蕎麦古三 - 二〇一 内題なし。本文毎半八行。奥書なし。 「改元記正保元年全」。 大・一冊

(https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00027484?page=184) いない 28 、江戸中期〕写。 内題なし。 『改元部類記』第九冊記号菊/カ/一五 香色無地表紙、 本文毎半八行。 奥書なし。 中央打付外題 (京都大学貴重資料デジタルアーカイ 「改元記正保」。 和 大・一 屝 冊 改

29 江 戸後期〕 写。 『改元記 横刷毛目表紙 正保』 料番号 二六B‐三二一‐一○ (角裂存)、 中央打付外題 和・大・一 「改元記正保」。 冊 内題

25)

本文毎半八行。 奥書なし。

30 江戸後期写。 文庫藏内務省本国立公文書館内閣 刷毛目格子表紙、 『記録部類』第一九九冊請求 中央打付外題 四四四 - 四七九 「改元部類+型」。 和・大・一冊のうち 内題なし。

本文毎半九行。奥書なし。

なし。本文毎半九行。 31 江戸末期写 (嘉永五年頃)。 寮文庫藏水野家本宮内庁書陵部図書 『記録部類』第四六冊番界二五五 - 一一四 書写奥書なし。 丁子引表紙、 中央打付外題 「改元部類+四」。 和・大・一 一冊のうち 内題

[改元記

別書名「道房公記」。

冊 (三条

方の『道房公記別記』

の御物としては、【一条家本系】より派生した一

(『国書総目録』による)

3 写本群の特徴と諸本相互の関係

これらの写本の特徴を捉えると、おおよそ次の如く整理できそうである。 ないしは扉題 【九条家本系】中書本より派生したもの。 【旧禁裏本系】 初期 「後浄土寺摂政記」が多い。(●~⑮。 (後水尾院) の禁裏本から出たと看做せるもの。 (2) (6) (6) 便宜①もここに含める。) ⑦~⑩もここに含め 外題

含めうる。 本 本奥書から第Ⅰ期本 【一条家本系】本奥書から一条家蔵本に淵源を求めうるもの。 I期本の外題は 「改元記改寛永為正保」もある。(Ⅰ⑯~⑲、 (教輔 (「一条殿教輔公、」) 「道房公御記」と「改元記並は」とがあり、 (昭良(「前摂政関白前左大臣」) 期書写)・第Ⅱ期 期書写) の二系統があり、 II 24 31 ° さらに分岐。 20 / 23 もここに 第Ⅱ期本に 下位分類に、 第

これらをまとめたのが別掲の系統図である(註) (三〇ページ)。

> イルム等による)。 六 『改元記室永度』)、各々記主自筆、素表紙で、 庫本にも巻子装の両改元記が現存し 筆本たる巻子本と違う本文が流布しているとは、どういったことだろうか。 解決の糸口は他でもない、 前述のとおり、 【九条家本系】と流布本とでは、 兼晴・輔実の巻子装の改元記である。 (翻号三八-六五 『改元記延宝度』・同三八-六 外題のない本だ(マイクロフ 本文に差がある。 東山御文 道房自

装の兼晴・輔実両記の存在から強く想定されながら、現に伝わらないのは、 も冊子本で、後西院の「明暦」御印が捺される。【旧禁裏本】の系統である。 伝来していたことが明らかなものとして別に陽明文庫本 しかしこれは原本に近いテクストの本とはいえぬ。また、もと禁裏御文庫に 無論東山御文庫本と高松宮本との一般的な関係上、高松宮本の親本だろう)。 系統と思しき、高松宮本・阿波国文庫本と同系の冊子本のみが現存する(② 東山御文庫に、原本に近いテクストの巻子本で伝わっていたことが、巻子 **0** があり、

-後西院複本→近衛家に下賜(形見分け

後水尾院御蔵書

*佚失

(焼失?)

-霊元院複本→有栖川宮に下賜

別本で補う

東山御文庫本

筆清書本」に由来するはずだ。 要な祖本たる一条家本もそこに由来する可能性すらある)。それは当然に「自 系統を考える上で重要な地位を占めると考えられる(あるいは流布本中の重 を便宜「旧禁裏本」と称してみた――が、現存はしないのだけれど、 のように考えれば整合的ではないか。 さて、 このように想定したとき、後水尾院の御文庫にあったもの いや、 むしろ兼晴・輔実の例に照らせば、 諸本の 自

筆清書本こそが禁裏御文庫に蔵せられた後水尾院御蔵書ではあるまい.

三、さらに自筆清書本に迫る

1. 自筆清書本の姿

るいはもっと広く流布本を、相互に吟味して見極める必要はある。う。無論、魚魯の誤りの類は免れ得ず、確実に旧禁裏本に由来する諸本、あ本文としては、複本と思しい後西院御本(陽明文庫本)が最も近しいのだろさて最後に、その自筆清書本の本文や原装について考えてみたい。

(A) 素表紙。それというのも、前述のとおり、東山御文庫尊蔵『兼晴公容易いが、逆は考えにくい。その細かな点については次の如く想定される。家本が巻子装だからである――巻子本から転写本として冊子本が生れるのはそして形態は当然に巻子装と想定される。流布本系唯一の例だが、正親町

記別記』『輔実公記別記』が素表紙だからである。

- (B) 外題は『兼晴公記別記』『輔実公記別記』同様、なかった可能性が高い。しかし後西院御本の外題が「後浄土寺摂政記」ゆえ、おそらく居禁裏本も、御文庫に蔵されてより(しかも道房薨去後)、「後浄土寺き外題・扉題も散見される以上、九条家両巻子本、とくに新写巻子本き外題・扉題も散見される以上、九条家両巻子本、とくに新写巻子本と同様だったかもしれぬ)。
- 格紙だとは考え難いため。 (C) 料紙は鳥の子紙。九条家両巻子本が鳥の子紙で、清書本のみ普通の

考えてほぼ確実だろう。(D) 記主、すなわち道房の自筆。『兼晴公記別記』『輔実公記別記』か

1. 巻子装の本

ぜいの共通点だ。 本としてありうる に羅などの表紙、高価な素材の軸、色紙・雲紙(内曇)の料紙が多いことな 書誌学論』 下が巻子装であることと、各集の料紙や表紙などの形態的特徴とを明らかに 史料に見える実例や古筆切を参照し、勅撰集奏覧本について論じ、 節男(『書庫渉猟』(おうふう、二○○六年))の先行研究をふまえ、 木孝浩は、 その共通点などを抽出する(佐々木 しは、 巻子装からただちに想起されるのは、 いま見てきた『道房公記別記』と大いに異なる。鳥の子紙も奏覧 (笠間書院、二○一六年)))。そこで明らかにされた形態 橋本不美男(『原典をめざして』(笠間書院、 (存在してはいる)点と、撰者自筆本という点とが、せ 「勅撰和歌集と巻子装」(『日本古典 勅撰集の奏覧本である。 一九七四年))・ また諸 佐

27

3. 改元記の場合

傍証となろう。会覧本だったためと考える。自筆本である(と考えられる)こともまさしく奏覧本だったためと考える。自筆本である(と考えられる)ことも、それは禁裏御文庫にあったということ自体が答えなのだろう――すなわち、こ(れら)の改元記は何故巻子装という奏覧本ふうの形態をしているのか。

ずるのは些か粗雑との誹りは免れ得ない。したがってもう少し叮嚀に論ずべ斯く書いてはみたものの、古記録と(和歌の)勅撰集奏覧本とを同様に論

えるのではあるまいか。学論』))、巻子装の持つ格などを本記自筆清書本も有していたことだけは言佐々木が別に考察するような(佐々木「巻子装であること」(『日本古典書誌きだが、残された紙幅も、わたくしの能力も、圧倒的に不足している。但、

また道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)写本の製作態度に由来する可能性もまた道房自身の(一種形式主義的な)

って、道房自身の意図を彼らから推測するのも同様に難しいと思われる。が、道房のやり方に倣って同様に巻子装の写本を作製したのだろう。したが同じ別記として比較対象となる延宝・宝永改元記は、子孫たる兼晴・輔実

I、むすびにかえて

清書本の形態が、同じく自筆の巻子本で、かつて禁裏御文庫にあり、奏覧本が、そのために却って流布本や類似の改元記との比較によって、現存しない今回扱った正保改元記は、現存する自筆本が巻子装で、かつ中書本だった

的性格もありそうだというところまで見えてきた。

本の翻刻を附しておくので、内容についても御検討いただければ幸いである。その当否は読者諸賢の御判断を仰ぎたいが、ひとまず本稿末尾に自筆巻子

系統図について、諸本間の関係などを補足的に述べておく

註

【⑨伏見宮記録文書と⑩伏見宮御記録】 『伏見宮記録文書』につき、相曽貴志「「伏 【⑦正親町家本と⑧伏見宮本の関係】正親町家本は、流布本の系統、すなわち清書 【⑤鷹司家本と⑥徳大寺家本の関係】徳大寺家本は、本文が新写巻子本と同系。 また、 写した結果と考えねばならぬ。 の祖本を設定する必要がある。このとき、正親町家本の親本は識語から園基福本 写したようなしるしが見える。このしるしは、じつは鷹司家本の虫損そのままで 録文書』の本奥書で、別に浦野の書写した難陳細字の本があって、それを各々書 見宮記録文書』が親本でないことを示す。したがって、浦野の奥書は を見ると、浦野の本奥書を有するのに、難陳は大字でなく細字である。これは『伏 とみる。ところが、東京大学史料編纂所蔵『伏見宮御記録』所収の『道房公記別記』 見宮記録文書」の成立」(『書陵部紀要』六六、二〇一五年)では奥書を書写奥書 るのが自然。したがって、共通する誤字類は園基福本に由来するものと断じてよい の面から、逆に伏見宮本が正親町家本の親本にはなりえない。したがって、共通 継ぐわけでなく、正親町家本が伏見宮本の親本ではなさそうである。しかも形態 の書写に係るが、鷹司家本は闕筆しない。ここから書写年代の差が分かる。 ある。徳大寺家本は「兼」字を闕筆するから、光格天皇の御諱を避けた江戸末期 薄様の料紙といい、写し方といい、親本を影写したようで、欠損部分まで忠実に んで通じる人物は実兄園基福が最も相応しく、両本とも園基福本の転写本と考え 承応四年(一六五五)に中納言であり、かつ書写者東園基賢が単に「黄門」と呼 であり、伏見宮本の親本は奥書によれば「黄門」本である。この「黄門」につき、 字類を含め、きわめて似た本文を持つのが伏見宮本だが、誤字・衍字の全てを引 本の系統に属する本文を持つものの、誤字・衍字が多い。正親町家本と、この誤 また、 『伏見宮御記録』の外題はいずれも「御」 『伏見宮記

【→陽明文庫本とその伝来】陽明文庫本は「明暦」御印から後西院御手沢本であり、 学への展開』(柏書房、 てから近衛基煕に幾許かの記録類を譲られる御意思をお持ちだったこと(「以上 さて、これが近衛家に伝わるのは、すでに平林盛得が指摘するように、院がかね はどうか(なお飯倉晴武は、 字を追記するから、「伏見宮記録」と称する一本があり、それを写したと考えて 廿箱之内…残十二箱令紛失、不知行方、若臣下記故、 になった院が、この年号をそれほどまでに愛されたようで、奥ゆかしく思われる。 しない)と比べると、とくに文書類の翻字が異なる(誤る?)点も傍証になろう。 る東大本以外の『伏見宮御記録』と称する本(いずれも伏見宮本全体はカヴァー いう。」とするが(『国史大辞典』「伏見宮記録文書」)、短絡的)。これは諸所にあ 「明暦」の難陳に不審紙が押されるのは、御在位中の年号を蔵書印としてお使い 御記等可被下由、 貞享二年七月三十日条)による(平林「後西天皇収書の周辺」(『近代文書 一九八二年)))。 後西院兼而仰之由也母異世也、…」(『基量卿記』 『伏見宮記録文書』について「『伏見宮御記録』とも 左相府、被下歟、 (番号柳 - 五 内々和哥

示唆的である。これによって本稿では柳原家本に近しいと推定した。かし、扉題を「年号難陳澂澂κ閇」とする点は、柳原家本の消された扉題と同じで【❷柳原家本と⑮桂宮本の関係】桂宮本の系統は本文だけ見ると判然としない。し

えられる。 【一条家本系諸本(❻~⑱・(⑲・)⑳~㉑)を同系とする点】平松家本等の奥書 「東室頼重本等の親本たる五条為適本は一条教輔本の転写本である。ここで一条昭 東室頼重本等の親本たる五条為適本は一条教輔本の転写本である。ここで一条昭 以前──摂政・関白・左大臣をすべて経歴するのは一条昭良ただひとり。さて、 以前──摂政・関白・左大臣」につき、この時期──坊城家本にある「正保五年」 【一条家本系諸本(❻~⑱・)㉑~㉑)を同系とする点】平松家本等の奥書

字に間々小字がある、東坊城知長勘文の「知長」を「和長」に誤る点が挙げられる。が、両本の特徴として、「云々」を間々「云云」に作る(一貫性なし)、国解中の「矣」が野文庫本と鷺室頼重本が同系なのは、五条為適の本奥書を有する点から自明だ小野文庫本・△湾葉室頼重本と❸菊亭家本・△湾清水谷家本、③③』『記録部類』との関係】

本だといい、②と同装訂だと思われ、その伝存状況が注目され

と誤るから、正しく十二月とする内閣文庫本が先、 部十二番(『彰考館文庫図書目録』 親本は彰考館本だろうか(彰考館文庫に二四冊本の改元部類記が伝わるらしい(寅 写した結果と考えられる。 装訂の他の改元記とともに二○冊程度まとまって伝来し、何らかの改元部類を書 亭家本・清水谷家本と両『記録部類』。このうち菊亭家本・清水谷家本は各々 の先後関係は、 儀類典稿」の異名を持つが、 元部類巻」 である)、やはり一括の改元部類に由来するのだろう (『記録部類』 は 「礼 本奥書は欠くけれど、この特徴を受け継ぐのが徳大寺家重冊本・押小路家本・菊 定文の日付が図書寮本で「寛永廿一年十一月十六日」(傍点筆者 また『記録部類』自体そういったものゆえ(外題も「改 彰考館で編まれた『礼儀類典』と関係があるなら、 (同文庫、一九一八年)))。なお、両 図書寮本が後 『記録部類

【その他】なお残る疑問は伏見宮本の国解に訓点が附されることで、本記全体を見でいる感あり)、頼業の(本)奥書の記述とは裏腹に一条家本第Ⅰ期書写系に属まと、国解附点本は正保五年本(坊城家本等の祖本。訓点は押小路師生本に由来するのかもしれぬ)の系統に属するはずだが、その点伏見宮本だけが浮いていると難陳等を欠く本に異本で補ったと思しく(それが難陳前の一行に尻尾を出しもと難陳等を欠く本に異本で補ったと思しく(それが難陳前の一行に尻尾を出しまと解すべきで、その点でも国解附点本なのは却って自然)。

《道房公記別記系統図》 ※詳細については 道房公記自筆原本 本文の註を参照 のこと。 国解・定文他 改元仗議難陳 次第 (凡例) : 現存の本 ① 草稿本 : 存否未詳の本 ともに伝来する一群 第一次作業 (実線) :直接の書写関係 ----- (破線) : 推定される派生関係 ② 自筆卷子本 第二次作業 (字句修訂) 参陣公卿に よる修正 【九条家本系】 中書本 第三次作業 ③ 九条家新写本 【旧禁裏本系】 清書本 =旧禁裏本? 輔実公記別記 【一条家本系】 (葉室頼業の本奥書 を信ずるならば…) 九条家仮綴本 園基福本 一条家本 (=「黄門」本) (- 本昭氏本) (7) • [第I期書写] 鷹司家本 正親町家本 陽明文庫本 こちらからの派生かもしれない (13) **(4**) [第][期書写] **(6)** 諸陵寮本 徳大寺家本 庭田家本 柳原家本 五条為適本 正保5年本 押小路師生本 24 16 ⑧ 伏見宮本 葉室頼重本 (15) 桂宮本 小野文庫本 平松家本 (二十数冊本部類記) 28 29 ® 押小路家本 清水谷家本 坊城家本 国会図書館本 〔伏見宮記録〕 (彰考館本?) 神習文庫本 (未見。外類による推測。) 9 伏見宮記録文書 (10) 伏見宮御記録 東山御文庫本 東山御文庫本難陳 葉室頼業本 阿波国文庫本 高松宮本難陳 20 図書寮文庫新写本 高松宮本 阿波国文庫本難陳 ※この他に❸三条家本もある。 (未見。系統未詳。)

翻刻 (外題○異)「改元記正保 後浄土寺殿真筆、(九条道房)

(※素紙仮表紙見返♡有一紙アリ)」

寛永廿一年 八月廿六日、 辛巳、 陰晴不定、

年号勘者宣下 有年号字勘者宣下事、

蔵人頭右中将実豊朝臣来、

道房着冠直衣、 出逢賓莚、

実豊仰云、仰知長朝臣、長純朝臣、大内記為庸朝臣、 (東功城) (高赴) (五条) 可令勘年号字、

即下口宣状、

口宣

寛永廿一年八月廿六日

令文章博士菅原知長朝臣、

大内記菅原為庸朝臣、文章

博士菅原長純朝臣等撰進

年号字、

蔵人頭右近衛権中将藤原実豊奉

道房申承畢由

次召大外記中原朝臣師定、 仰文章博士知長朝臣、長純朝臣、大内記為庸朝臣等、 仰勘文事云、可有改元定是豊赤不仰之、仰期文事云、可有改元定日時依未定、不仰其日、 可令勘年号字、

即下賜口 宣状、 師定称唯退下、

宣旨状、

文章博士菅原朝臣知長

宣旨

菅原朝臣長純」

1

大内記菅原朝臣為庸

左大臣宣、 奉 勅、 宜令件等人

撰進年号字者

適を勘者とす 頭右中将実豊朝臣来云、年号勘者事、『『テン』 宰相為適卿之由、 摂政消息云々、

九月十四日、己亥、

天晴、

除大内記為庸朝臣、

可

?召前菅

寛永廿一年八月廿六日大外記兼造酒正中原朝臣師定奉

直可催之云々、 道房問云、下官可下知哉、 実豊直可催為適卿哉、 実豊

十一月十七日、 壬寅、 天陰、 入夜雨下、

実豊朝臣来、 改元定以前可申行条事定也、 可用意申文之由

仰実豊、

を持参師定年号勘文 実豊朝臣持来国解、[参②] 大外記 [中原⑤] 師定持参年号勘文]

廿六日、辛亥、

晴、

時々雪散飛、

一通知長、長純等

参豊国解を持

道房着冠直衣出逢

実豊付国解先覧摂政、 不及 下官結之、

実豊又付年号勘文一通為適卿

次召右少弁嗣長授国解嗣長結申之、仰可令勘例之由(태懿寺)

参嗣長続文を持 次嗣長持参続文、

を奏す 次召実豊朝臣、付続文、示可奏之由、続文年号勘文 次召実豊朝臣、付続文、示可奏之由、[仰②⑧] 又奏年号勘文三通

実豊更来授続文、下官結申之、実豊仰使公卿可定申之由、」 2

献ずと次第を 十二月十二日、 丙寅、 付実豊献改元定次第

十六日、庚午、 天晴、

此日改元事改寬永廿一年

改元

後光明院代始 当帝始有此事、(後光明院)

道房秉燭着束带、 色目 如恒 蒔絵剱、

て参陳 参上着右仗外、見蔵人方吉書軽服以後始依参陣也

蔵人右少弁嗣長下吉書、

次権大納言公信、権中納言公景、隆量、共綱、右衛門督時庸、左大弁(總大寺)(總大寺)(錦小路)(鷺尾)(清閑寺)(平松)

綏光、右大弁弘資等着座、 (広橋)

道房召外記、大外記師定来、問上達部皆参哉否、師定申参之由

先是有条事定事、

条事定

道房以官人召文書授公信、次第見下之、

次下官仰綏光令召硯、仰可読申之由、綏光読申

次道房仰可定申之由於弘資、弘資申可被免発言之由低初参 猶可定申

之由仰之、

次諸卿自下臈定申、

意識らすべし 次道房仰綏光令書定申之旨、綏光不書終之間、仰後日可書進之由、 定文は後日書 次道房仰綏光令書定申之旨、綏光不書終之間、仰後日可書進之由、

綏光召史令撤硯、

諸卿起座、

小時諸卿更着陣、

改元定

頭右中将実豊朝臣下年号勘文三通

道房結申之、実豊仰可定申之由、

諸卿次第見下之、」③

読ましむ 次下官仰弘資令読勘文、弘資をして博 次下官仰弘資令読勘文、

弘資申可読申何勘文哉之由、自博士可読申之由仰之、

次道房仰弘資令定申各自下臈定申、

此間取上勘文、」 ④

隆量貞正、公景寛安、公信正観、下官明曆、各卿華奏の号弘資正保、綏光寛安、時庸正保、共綱明曆

此便返上勘文、 《行間小字挿入》 次道]房招実豊奏定趣其年号、

実豊帰来、仰可申一同之由、

陳せしむ 下官仰人々令難申命聞難詞等、諸卿をして難 下官仰人々令難申此間召留実豊於軾

寛安 教不粛成卜云、万民富楽、無饑寒之色、自東自西、自南自北、無思不服之時ニ寛安 弘資申云、寛安号引文之下文ニ寛仁所以止苛刻、安静所以息暴乱云、聖人之

寛安

有何事乎、舜時有四凶迸諸四夷不与同中国也、又湯武起兵誅無道、雖聖代非無叛逆乱、是文武之徳化、聖人之能事也、尤可為相応号歟、又縦然雖苛刻暴乱、於止者苛刻暴乱起而非止之、寬仁則其下效之、自無」⑤苛刻安静、則其下效之、自无暴公景云、寬安号、就引文之下文、苛刻暴乱、何在息之哉、当時不相応之号之由、《》

公信云、寛安号事把旧号之一字、雖有嘉例之陳、就先規猶渉疑滯歟、又被用平宝字、延喜、延長、天慶、天曆等類多吉例也、今寛永、寛安、尤神妙也、其難乎、且又旧号之一字上下二残用之例、凡廿ヶ度餘レワ、天平勝宝、天 [礼②]

其智能、又云、以安楽失之者多矣、由是観之、難被挙用歟、其憚、勻書云、寛、緩也、民事不可緩也、安楽怠惰、使人亡其惲、勻書云、寬、緩也、民事不可緩也、安楽怠惰、使人亡於下事、久安、康安等之内、皆有菑害之事、最不快者歟、且又寬安両字連続可有公信云、寬豪呈

寛者緩也、民事不可緩也トハ是謂民務乎、緩字非可憚、安楽怠惰、使人亡其知綏光云、就寛安号、安字被用下、久安、康安、雖被称不快、承安、応安等非不吉、

至四年、世人甚病死、近則応仁之号似鬼訓由雖有古来之難、 後土御門院御宇被天安其音相似天難之由有難、果而不吉也、長徳者有長毒之響由難之、然而自元年響、是等古来之難候哉、凡年号者、依音響定吉凶之旨申習之由、康永度有沙汰、共綱云、寛安之号事、素患難行乎、患難云、然ハ此号之音相通患難、又有火難之民而除其虐、安則久卜モ候、於此号者可宜候哉、

時庸云、就寛安号有患難、火難等之響事、古来雖有沙汰、寬實来哉、旁可有惲候歟、

難、漢武帝天漢、梁高祖天監、共斉悪病名、雖然無殊事、此等雖異朝之例、依音等、依響之悪為不吉之由被難候、是又吉凶必不一偏歟、後漢順帝漢安者、響似艱字不可混難字之由、既以先賢被議定畢、今更不可有異論歟、又天安、長徳、応仁時庸云、就寛安号有患難、火難等之響事、古来雖有沙汰、寛寛字不可混火字、安

貞正

寛裕 載徳 享封

> 享封道房云、 文也、尤可皮引いる」は歳に相当て「ハロ」は 猶寛房 永、 也之、 不被用之、今度又難被用之歟、号相並不宜之由有沙汰、承久 以非巨難定吉凶事 也、尤可被忌避歟、且又魯及胡灌皆享万戸之封云々、張魯不快者也、旁難被採用乎、4相当て [六邑] 革命之災也、雖然於此号者有難歟、所引文々選檄文也、檄者徴兵之、至徳、明徳又無子細歟、近嘉吉雖有普成院左大臣事、吉字事非字之過、辛酉之、治、万二字後一条院治安、万寿、又文、建之二字者後鳥羽院文治、建久、殊静謐 寛安同字相並如何、、此号依年号柄宜、 尋元号之濫觴根元、何非新字哉、用新字之例、延曆者桓:享封号新字也、被用新字事、近来被憚之由有沙汰歟、雖: 可被宥用是可 候哉、 度 永治、康治、 度々挙奏之、 代始例不快也、承元改二雖然又以俗難毎度被棄

但武天皇始被用點新字無難之条

載徳 信云々、偽徳之訓亦不甘心歟、載、偽也、注云、載者言而不 字有離合之讖、周礼曰、道房云、此号又新字也、 下,不是不是一个,我们就是一个一个,我们就会是这一个,我们就不会一个一个,我们就会一个一个,我们就会看到了一个,我们就会看到我们,我们就会看到我们的,我们就是一个一个,我们就是一个一个,我们就是一个一个

寛裕道 不可然之由、一同不被用、又似法名之由先賢所難也、可被棄捐[指字漢朝猶新字歟、双示右之字若同乎、不可決、為同字者、漢朝有: 用之裕字両度出現矣、建武度此号不及群議、其後曆応之度有沙汰、其趣、房云、此号寛字同寛安子細、裕字又未被用歟、此号度々出現之時祐字也、 報有例、 旦 乎、 受 件今

正観

延禄

貞正公景云、 上被置於貞之字時、天変不流降于下、々被用於正之字時、地妖不発見于上字例歟、且有覆載生成之偏及寒暑災祥之不得其正者、豈元号之所致也哉、釋 戓 吉凶以雑、 後花園院寛正、 園院寛正、 後柏原院永正、而天変地妖之難雖被勘之、強不可依上下之或於不久亦善悪相混改之、与時宜之何不臧之禍乎哉、次以 円融院貞或於不久亦善悪相混改之、与時宜之何不臧之禍乎哉、次以 円融院貞 或年序不久也、就中 円融院貞元、貞正号事、両字共用来之例雖繁多、 此等之濫觴、甚可忌憚事歟、訟不可長候、是非可在上宣歟同月春日山之神木七千餘本、不日而枯槁之由、粗見于旧 未曽有之天変地妖也、所謂国家将考臧否則既凶也、過半歟、或御代 、,又年序不久之難、或於末号,或御代末之号而不被甘心、或 、後柏原院永正三年、蒼生死道路者十八九 上者也 竊惟、

真正之教也、然則上奄冬至,乎、今所用之貞正者、只本己 是又足准拠也、正応又宜焉、灌 号上下同 公景云、 両年之 [号⑤] 也 剰寬弘三年春興殿炎上之事有之、 無指事歟、云、貞正号同習 同訓 『訓歟、同訓相双之例雖有之多不庶幾歟、康保、寛弘、保安等御代末之号[被陳之趣、非無一理歟、雖然京房説、貞者正也候、然ハ(⑤]]貞正[/⑤] 3、矧万物得利而貞正之言、良漢朝亦両字同訓不可勝計矣、 然則上施於貞正之教、而下服撫育之化、四海太平孰加之矣、貞正者,只本引文之意也、尊長於人為君者、当須章明己志為 也 嘉吉者当于甲子改元也、強不依久否乎、永延、康和等明時訓例不庶幾之由、雖被難之、自嘉祥已降数ヶ度被用之乎、 不足称好歟、 強雖非巨難幾徵之際聖人所謹也、完全、[答徴難逃歟、⑤] 又康安、嘉 良有以也、尤可被採用歟、、如初元、咸平、雍凞等号、 嘉慶、 旁可被棄撤歟 嘉古、 纔

> 同音、以類経名者、可被採用事如何、旁不可庶幾歟、の方度、尤可有斟酌歟、加之、貞正之二字与上生経為数、後三条院延久、 後伏馬剛正二字与上生経為時庸云、貞正史 後三条院延久、 後伏見院正安、雖為代始号、雖貞正号上下同訓之事、以先例繁多、雖被陳之、 難称佳模、於代末例者、、於代始号者、猶可有如

及何

完之度、 無捐、随

、旧主末年、

不可為難、近クハ文禄之佳が、就代始雖被勘例、又被用 E例相合矣、 b/7之例繁多歟、 次上生经 一経通声で、上下

之间

内外賓服曰正云《、宋仁宗康定、道房云、此号年号柄誠以神妙也、 持品、生地経、耳事、堀川院寛治、 川用之、不可及沙汰敷、土御門院正治、雖類勧 同欽宗靖康 康、或謂其如證建続見之者、如 **溢法云々、** 如諡法歟、

此清 事白

有守

先規

可被移他号之沙汰歟、雖然好事不若無候、

延 応字相違之由有沙汰、被棄捐歟、用之、貞和改元之時、寛応号、 ·禄云々、前々元号沙汰之時、 就道房云、此号引文晋書、 引文相違之時不被用之、引勘唐本之処、無禄字歟、 殊正所用之字、, 祚延」 ②無窮可 (×字) 有不審難 被代

用火字、件字者、烽火也、有寇至則挙烽火、☑幽王之戱、周道衰微之兆歟、旁此正字、然者 清和天皇貞観同号、被再用之事如何、又観字釈、観者観火也、如扁正字、然者 清和天皇貞観同号、被再用之事如何、又観字釈、観者観火也、如扁正名、此号正字正長以後不被用上、観字在于下事、永観纔二年而代末之号

皇慶雲以後、寛公信云、於正智 御代始号而為佳例者也、観字被用下之事、也、加之、正字被用上之例、 一条院正曆、 観応不吉之由、雖被難之、已上下字反之被用事、吉例繁多也、次宋仁宗名禎、哉、 清和御宇貞観者、謂御代始号、朝廷之恩光盛、而臣下之繁栄何加此時乎、 慶字雖不被用上、至於慶長号、近観号、正長以後正字不被用上之 用事、吉例繁多也、次宋仁宗名禎、改足恩光盛、而臣下之繁栄何加此時乎、次永観纔二年而御代末之号由、被難候,伏見院正応、 後伏見院正安、皆是 被挙用上而年歴不少、御代亦太!由雖被難、曽無其謂候歟、 文武 平天

正和、貞治、貞観作正観表 有可観者也、以此思之、上帝正而下民生、所観望尤可謂国家和平之禎祥歟、於正候、是又実非観字之正訓、或書云、観者王者道徳之美而可観也、謂壮観、奇観、 『、正治之類、已被挙用畢、不為同号顕然也、又観字以爟火、者、避同音故也、凡易音取心者、古今之通規也、。貞元、正[◎ナシ] 如 烽火被荒、貞和 貞和、 正

同音。之例、公景云、正観用何有乎、正観 **ランド、几重と台也、(宋)** 為法華経之文被棄捐歟、又大 宗 正観間、京畿旱蝗、食稼有害、百性害、百性有之歟、以異端之条目為元号事、先賢之所憚也、平治之度、大喜之号雖出現、 為法華経之文被棄捐歟、又大宗、正観間、京畿旱蝗、食稼有害、百性害、百性貧有之歟、以異端之条目為元号事、先賢之所憚也、平治之度、大喜之号雖出現、以云々、誠君子之道不明、朝廷之美不彰事、可謂不祥歟、又天台止観十章之内、正観初六童観、小人無咎、君子吝、注所見昏賤不能識君子之道、又処観時而最遠朝美 又就易観卦引文、聊所存有之、象時、保元打反被用之条如何之由、 正観号被 飢饉之 難被宥用歟、飢饉之始也、 考先蹤、 陳条々、 嘉祥、正嘉、 旦 象辞風行地上観也、然則、風災之憂可有之歟、田、先輩被沙汰歟、然則、寬正、正観可有斟酌 雖有其寄、 康元、元亨也、 至貞観 末年、 此両号共不宜歟、 大極殿 回 [禄有之、又反覆 [復② 元宝出現之

(33)

明暦

慶安

也、又正治之後、貞治就公家武家有不快之事、道房云、貞与正之事、貞元之後如正元雖用之、 猶又倒用之事、如寛正、正観其難頗不快也、正元、貞和等代末之号

時、以通字難之事恒事也、無其謂歟、難宥歟、烽火事非観字之正訓之由、 此号難被採用歟、前々元号沙汰之

慶安道 也地 、節、 終、 終依天変改寛喜有地無天之儀、是其応也、難被用之歟、、、欲令地得其節云。、然者有其故事歟、安貞被用既不快号 偏象地曾無天之儀歟、又漢地節者聖」®代号有地字之由雖有沙汰、依地震改房云、慶安号本文周易坤卦者、安貞同引文也、先々出現之時有其沙汰、文之

正保文為人只十、是漢家之例也、[然ハ⊜] 武王曰、予有乱臣十正保公景云、正保号、正字広韻君也ト釋セリ、在于上尤宜乎、又 -人之心ならむ歟、[取⑤] 保字、於

大行不顧細謹ト候、(1) 可被採用數、在于下尤宜乎、[於号備君臣下謂之數、

宝嗣、然 然者君之宝者位也、公、正保、正者君也、 、 工 宜 歟 与

万国咸寧上 養万物、 、 聖人養賢以及万民、 (×保字就有養訓読、 **学ト候、此等之文甚為規模、乾道変化者、『此号誠宜候、易ニ乾道変化、各正性命、『り紙』** 保其国保四海、亦為明君之治、最可被用号ニ候敷、白河院承保、代始之為佳摸、且正其身以正其国、四原之時大矣哉と候、正保字叶之乎、)、葉願卦辞、願貞吉、養正則吉也、天地、案願卦辞、願貞吉、養正則吉也、天地 四時循環而無窮者也、、保合大和、乃利貞、)、 尤可被用 首出庶物、 正

眀 其国以正天下者、武王之功、弘資云、正保、伏見院正応、 暦 明徳者兵革難、於暦字者雖吉凶相交、近ハ康暦不快也、 明徳、文明、 明応三ヶ度歟、 旁以可有用捨候乎、 皆以非代始号、 殊

(EATA) (

又君子以治曆明時矣候歟、旁為規摸哉、執天下之権、康曆、永徳漸属太平之始歟、

天聖明道号、後議者以為於天字為二人、明字又日月相並、母后隆量云、明曆号両字有二日之象、晋元帝永昌甚不吉也、且又明 臨朝不吉之儀顕然字不快乎、宋仁宗

如何、此号可被忌憚歟、乎、後来為不吉之端事

例也、不及是功皇后摂政是 又無二日之沙汰歟、母后臨 道房云、二日象非指難歟、 沙汰乎、最吉之 [朝之事、又非巨難、既昌泰聖代之号也、 本朝幼主之時、摂政常事也、殊又天曆、天二人也、曆者日也、

> 享応 享応現、強非嘉例歟、 史記、日蝕歎息之詞、難備最吉之由、安元改元議奏也、難被採用歟、之、至于此文者、懷帝、愍帝之悪政歎息之詞、甚不快、養治之号本文之、至于此文者、懷帝、愍帝之悪政歎息之詞、甚不快、養治之号本文如何、文選晋紀総論者、自宣帝至愍帝、△字応道房云、享応号、享字有離合讖歟、応字天応始被用之、不快也、代: 合其善悪論

道房成敗の詞 道 房成敗云、 正保号四人挙之、 各不難申歟、 又明暦号代始被 用 殊

之ト候、 可相応歟、 尤宜歟、 大魏受命宜改歴、 以此両号可奏之由示人 明時又明天時者人事本、 々、 各諾之、 是以王

者

重

聞正保明暦を奏 次道房奏正保、 明曆無難之由実豊参院云々、

新年号は正保 次実豊帰来仰云、 改寛永廿一 年為正保元年、 令 作 詔 9

む書を作らし 次道房召大内記、 次小内記生職持来詔書草、[少⑤] (平田) 為庸朝臣出 来 仰詔書事、

下

官披見之、

令見公信

次道房招職事、 奏詔書草、

実豊返下草、 仰令清書之由

次道房召内記賜草、 미 清書之由仰生

生職持来清書入筥、

奏すの清書を 次下官付実豊奏清書、 奏聞畢返給之、

摂政御画を加 摂政 被加御画、

次召外記 師定出来、 問中 務 が輔参哉!

信存知すべし 吉書の事は公 師定申不参之由、 即 賜 詔 書、 仰 可 給 否 中務之由之後、

道

房

退

出 是先

後聞、 触公信卿、于時寅刻、吉書之事可被存知之由、 公信卿移着端座、 蔵 人右少弁嗣長下官方吉書方吉書同之云《

公信 下 -嗣長、

次頭 右中将実豊朝臣 下蔵 人方吉書、 公信 卿又下嗣長

Þ,

○以下三行空白

神是

文殿勘文

文殿

勘摂津守従五位下中原朝臣維精

申請雑事捌箇条内貳箇条事、

請給官使不論有輸庄園皆悉検注、勘決本

免加納且免除且被停止事、

請任先例被充行在家役、神社仏寺権門」⑩

勢家庄園寄人等居住要津不勒国役事

神崎、浜崎、

杭瀬、 今福、

久 枝 茂

右件両条引勘文簿之処、代代之間任申請

雖被裁許、守源朝臣長俊任申請之時、追可

有左右之由、建久五年八月四日被下

宣旨、又守中原朝臣師藤任申被 宣旨之

後詳無所見矣、仍勘申、

寛永廿一年十一月廿六日 右史生宗岡忠治

中原生徳

太政官符摂津国司

続文

雑事陸箇条

一、応停止神社仏寺院宮王臣家使、不触国宰、

带符牒告書、

闗入部

謹検案内、

内庄園、寃凌郡内百姓事

右、得彼国守正五位下中原朝臣師藤今月六日奏状偁、內月園 多多君內百妙事

及凌轢、 因准先例、被停止者、 好立庄園、 任先例、 差遣私使、 尋土民之田地、寄募権勢、号已庄園、 依請者、 如此之輩、充満所部、 暗立阡陌、 格制已重、 恣以立券、 而貪婪之徒相交郡邑、 将期国内之粛清者、」 (1)(洞院実難) 国之巨害、只在斯事、 郡司等陳由緒者、 随印不経国宰、 或求膏膄之便宜、或 召禁其身、還 直放符牒、

一、応停止神社仏寺幷諸御厨司寄人、以土民作田、称売買、遁避官

物及臨時雜役事、

、応停止国使検注作田間、 准先例、被停止者、 不依縄墨事 而就其作人、充行雑事之時、寄神威、不従国務、望請 所為之旨、 寺司庄園寄人等、 右、得同前奏状偁、 已涉狼戻、縦雖神民等、 以土民作田、 弥知朝威之厳者、 同検案内、 町段歩数任作人等心、背検田使目算, 校田授口、格条所指也、 暗称売買、遁避官物、 耕作公田者、何不勤課役、[天靈] 同宣、 奉勅、 同依請者 対捍国務、 天恩、 而神社仏 然 因

之威、 宣 望請 又以其二三段、尚乞半損之裁、 段之法、欲令検注之処、作人等以見作一町者、僅称得田二三段、 右、得同前奏状偁、 奉 猥不遂其政、所行之旨、 天恩、 勅、 検田時、 同依請者、 同検案内、 永被停止作人等濫行、依理欲遂其務者、 若又国使背其事者、 貪婪之甚也、官物減少、 当国之例、検田使入部之日、 作人等仮権門 只在此事

、応停止有限早米等代、称任或以糠粃藁薪等令弁済事、

右、得同前奏状偁、同検案内、調庸雑米殊可精好之由、綸言重、

国解

依請者、」⑫ 糠粃等類、 不法之科、 背符旨者、 詳載章条、 望請 任法欲被召誡庄司等者、 天恩、 当国官物任度度制符、 同宣、 奉 令停止 勅、 同

応兼補大江、吹田等御厨検校職事

将催行供御之事者、 多違失、寄人等為先非法、 致監臨之勤、 右、 得同前奏状偁、 且専供御之事、 同宣、 同検案内、 奉 望請 而近代不兼補件職之間、 件職者、代代之吏、多以兼帯、 勅、 天恩、 同依請者、 因准先例、 被兼補件職者、 厳重供御殆 且

者、 使等不請取庁宣、 右、 庁宣下遣本国、 応任先例、 望請 同宣、 得同前奏状偁、 天恩、 以国司切符、 切符庄園所当官物者、 勅、 於京都譴責国司、熟国尚不堪其事、 因准先例、 同検案内、 同依請者 令催済所部当国所当諸司所所済物等事 被停止京都責切充庄園、「鄰宮」(×宛) 当国例、 承前之例也、 所所済物使到来之時、 而近年済物之 欲令致其勤 況亡国之吏

左中弁藤原朝臣 (光国) 国宜承知、依宣行之、符到奉行 左大史小槻宿祢(有家)

正元二年四月十三日

摂津守従五位下中原朝臣維精誠惶誠恐謹

請殊蒙 天裁、 因准先例、 被裁許雑事捌箇条状

請被停神社仏寺院宮王臣家使、 内庄園、 冤凌郡内百姓事 不触国宰、 带符牒告書、
 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

 以

右、 維精謹検案内、 好立庄園、 格制已重、 而貪婪之徒相」⑬交郡邑、

> 緒者、 或求膏膄之便宜、 在斯事、 経国宰、 請被停止神社仏寺幷諸御厨司寄人、以公民作田、 官物及臨時雜役事、 召禁其身、 望請 直放符牒、 天裁、 或尋土民之田地、 還及凌轢、 差遣私使、 因准先例、 如此之輩、 暗定仟佰、恣以立券、 被停止者、将期国内之粛清矣、 寄募権勢、号已庄園、 充満所部、 称売買、 国之巨害、 郡司等陳由 随印不 遁避 只

者、 戻、 以公民作田、 右、 行雑事之時、 同検案内、校田授口、格条所指也、 弥知朝威之厳矣、 縦雖神民等、 暗称売買、 寄神威、 耕作公田者、 不従国務、 遁避官物、 何可不勤課役哉、 望請 対捍国務、 而神社仏寺司庄園寄人等 天裁、 因准先例、 所為之旨、 就其作人、充 被停止

被停止事 請給官使不論有輸庄園、皆悉検注、 勘決本免加納、 且免除、 且 (36)

使国使相共、 則雖似作人之。賂、 之類繁而有徒、 右、 且相定官物充行公事、 庄司称公田、 神社仏寺領権門勢家庄、逐年蜂起、 就中本免百町之庄籠領二三百町、 同検案内、 或称寄人之名田、 遇国使募庄領、 不論有輸、 加之雖本免十町、 当国者本田万二千五百二十余町也、 只依領」⑭主之押行也、 永絶虞芮之訟、 恣以虜掠、 不輸、 巧成一旦之論、 皆悉検注、 不異免田、 态堺限四至於籠領数百町哉、 毎任陪増、 将期殷禹之治矣 何況庄園近辺相交田堵、 且対検公験勘除免田 望請 遂遁両方之弁、 仍所遣公田、 其外或号本庄之加 天裁、 而中古以 被給官 如此 来 遇 是

請任先例被宛行在家役神社仏寺権門勢家庄園寄人等居住要津不

勤国役事

神崎、 浜崎 杭瀬

今福、 久岐,

崎者、 申請被裁下者、将省吏務之煩、 之威、 右、 同検案内、 往古之国領、 寄事於左右、遁避在家役、 件所所住人等、 印鎰之敷地也、 試励循良之術矣、 近年仮神社仏寺之号、 公事擁怠、已在此事、 更以無異論、 望請 募権門勢家 天裁、 就中件浜 任

請被停止国使検注作田間、 町段歩数住作人等心、 背検田使目算

不依縄墨事、

政、 検田時、 尚乞半損之裁、若又国使背其事者、作人等仮権門之威、猥不遂其 注之処、作人等以見作一町者、 右、 所行之旨、貪婪之甚也、官物減少、只在此事、 同検案内、当国之例、 永被停止作人等濫行、 検田使入部之日、任町段之法、 依理欲遂其務矣、 僅称得田二三段、又以其二三段、 望請 欲令検 天裁

旨者、 詳載章条、 右、 請被停止有限早米等代、 同検案内、調庸雑米、殊可精好之由、 任法欲被召誡庄司矣 望請 天裁、当国任度度制符、 称枉或、 以糠粃藁薪等令弁済事 令停止糠粃等類、 綸言重畳、」 ⑤ 不法之科、 背符

請被兼補大江、吹田等御厨検。職事

専供御之事、 右、 為先非法、 同検案内、 望請 而近代不兼補件職之間、 件職者、 天裁、 代代之吏、多以兼带、 因准先例、 被兼補件職者、 厳重供御殆多違失、 且致監臨之勤、 将催行供御之 寄人等 且.

事矣、

請被任先例、 以国司切符、 令催済所部当国所当諸司所所済物等

切符庄園所当官物者、 右、 因准先例、 於京都譴責国司、 同検案内、 被停止京都責、 当国例、 熟国尚不堪其事、 承前之例也、 所所済物使到来之時、 切宛庄園、 而近年済物使等不請取庁宣 況亡国之吏矣、望請 欲令致其勤矣、 給庁宣下遣本国、

以前条条言上如件、 望請 天裁、 一一被裁許者、将知憲法之貴矣

維精誠惶誠恐謹言

寛永廿一年十一月廿四日 摂津守従五位下中原朝臣維精

定文

定文

摂津守中原朝臣維精申請雑事捌箇条:

庄園、 請被停神社仏寺院宮王臣家使不触国宰、 冤凌郡内百姓事、 帯符牒告書、 **關入郡内**

請被停止神社仏寺幷諸御厨司寄人、以公民作田. 16 称売買、 遁

避官物及臨時雜役事、

、請給官使、 不論有輸庄園、 皆悉検注、 勘決本免加納、 且. 免除、

且被停止事

要津、不勤国役事、

、請任先例、 被宛行在家役、 神社仏寺権門勢家庄園寄人等、 居住

不依縄墨事

請被停止国使検注作田間、

町段歩数任作人等心、

背検田使目算

請被停止有限早米等代、 称任或以糠粃藁薪等令弁済事

37)

寛安

年号事、

毛詩注疏曰、二后行寛安之意、其下效之、」⑰

貞正

礼記正義曰、尊長於人為君者、

章明己志、為貞正之教、

請被兼補大江、吹田等御厨検校職事、

、請被任先例、以国司切符、令催済所部当国所当諸司所所済物等事

左大臣、権大納言藤原朝臣、権中納言藤原朝臣、権中納言藤原朝

臣、権中納言藤原朝臣、右衛門督平朝臣、左大弁藤原朝臣、右大弁

藤原朝臣等定申云、条々任続文、被裁許何事候哉、 但於庄園検

注幷寄人不勤国役事者、輙難許申之間、可在聖断

寛永廿一年十二月十六日

勘文 勘申

号勘文 東坊城知長年

寛永廿一年十一月廿六日

正三位菅原朝臣為適

宣旨勘申如件、

享封

年号事、

文選曰、 皆享万戸之封

延禄

晋書曰、 延禄無窮、 可以比

跡三代、

正保

尚書正義曰、 正保衡、 佐我烈祖

格于皇天、

右依 宣旨勘申如件、」⑱

寬永廿一年十一月廿六日従四位上行少納言兼侍従文章博士菅原朝臣知長

勘文 勘申

年号事、

晋書日、 惟天降命、 翼仁祐聖、

於穆三皇、

載徳弥盛、

積善之家、 必有餘慶、

寛裕

正観

和其義、

文選曰、

順乎天而享其運、応乎人而

周易曰、

中正以観天下、

礼記曰、 温良者仁之本也、敬慎者仁之地也

載徳

明暦

晋書日、

貞正内外惟允、

享応

後漢書律暦志曰、

明曆興廃、

随天為節

後漢書曰、

遂累葉載徳、

継踵宰相、

信哉

寬裕者仁之作也

尚書注曰、天下被寬裕之政、 則我民無遠

用来、

慶安

周易曰、乃終有慶、安貞之吉、応地無疆、寶

右依 宣旨勘申如件、

寬永廿一年十一月廿六日従四位上行文章博士菅原朝臣長純

詔、 體天則地之主、貫徹古今、弘道

改元詔書

受皇猷之統基、恭以眇身守

移風之君、経理宇内、是以謬膺瑤

大宝之尊位、唯頼賢良之輔弼、 将

継列聖之宏規、方今神化潜通、 咸

協和六合、武威旁暢、正保安万邦、」 19

践祚必以新元革故、更訪佳躅、 仍

遵帝典、 宜易民聴、其改寛永廿

年為正保元年、主者施行、

正保元年十二月十六日

ち来る 十八日、壬申、

参議左大弁綏光持来定文、

道房着冠直衣出逢、綏光授定文指加国解、道房披見之、

定文を奏す 次付実豊朝臣奏定文、奏畢実豊返下定文

八凡例

(○以下八紙白紙)」㉑~繆 止

次道房下定文於嗣長、

嗣長下左大史小槻忠利、

(○以下余白)」◎

本文異同は、闕字の有無、 かなとカナの差などについて、本稿では煩瑣に亘るの

で採らなかった。

異文として注記したのは次の二本である。

九条家新写卷子本(略号②)

庭田家本 (同三)

記号類は次のとおり。

異本の本文(何に拠るかは前掲略号で示した)

稿者による校注

人名注等

抹消(擦消、重書き等)のもとの字を示した注記

紙の変わり目(下の丸囲み数字は紙数

虫損